

令和 2 年度第 3 回市川市教育振興審議会 会議録

1 開催日時 令和 2 年 1 0 月 1 2 日（月） 1 0 時 3 0 分から 1 1 時 4 0 分

2 場 所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
市川市役所第 1 庁舎 5 階 第 2 委員会室

3 出席者（敬称略）

(1) 会 長 天笠 茂

(2) 副会長 林 直也

(3) 委 員 田中 孝一
広瀬 由紀
小沢 直美
富澤 裕貴
松本 浩和
角谷 好枝
冨家 薫

(4) 事務局 松丸 多一（教育次長）
永田 治（生涯学習部長）
根本 泰雄（生涯学習部次長）
小倉 貴志（学校教育部長）
石井 辰治（学校教育部次長）
池田 孝広（生涯学習部教育総務課長）
吉田 直美（同課主幹）
三河 崇邦（同課副主幹）
須志原 みゆき（同課副主幹）
石田 清彦（学校教育部学校環境調整課長）
小笠原 勝海（同課主幹）
安藤 徹哉（同課主査）

4 議 題

(1) 市川市学校環境基本計画について

5 提出資料

(1) 次第
(2) 資料 市川市学校環境基本計画(案)審議資料

【 1 0 時 0 0 分 開会 】

○ 天笠会長

ただ今から令和 2 年度第 3 回市川市教育振興審議会を開催させていただきます。
本日の会議は、審議会委員 10 名のうち 1 名欠席ではございますが、市川市教育振興
審議会条例第 6 条第 2 項の規定により成立しております。

本日の議題は、「市川市学校環境基本計画」の調査審議でございます。

審議に先立ち、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第 7 条の規定に基づき、
本日の議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。事務局にお尋ねしま
す。本日の議題に、同指針第 6 条に規定する非公開事由はございますか。

- 池田教育総務課長
非公開事由はございません。
- 天笠会長
それでは、会議を公開することとしてよろしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。
- 委員全員

【異議なし】

- 天笠会長
ご異議なしと認めます。それでは、本日の会議を公開することと決しました。傍聴を希望される方がおられましたら、入室を認めることといたします。
- 池田総務課長
傍聴希望者は1名から、遅れて出席したいとの申し出の連絡がありました。
- 天笠会長
それでは、審議を開始します。次第の1、調査審議(1)「市川市学校環境基本計画の策定について」事務局から説明をお願いします。
- 石田学校環境調整課長
学校環境調整課長です。説明の前に1点ご報告がございます。8月の審議会で各委員の皆様からご意見をいただいた後、同様に皆様からご審議いただきました計画案について、教育委員会の各委員より意見をいただく機会がありました。その意見は審議資料3の網掛けの部分でございます。本来であれば、第1回の審議会の際に教育委員の意見をお示しして、ご審議をいただくところ、会議がずれ込んでしまいました。順番が逆行してしまいまして、申し訳ございませんでした。また、各教育委員の意見につきましては、本来本日の審議会の中で、その取扱いについて皆様よりご意見をいただかなければいけないところですが、先日会長の天笠先生にご相談をさせていただきまして、本日の修正案の中に前回の委員の皆様のご意見と一緒に各教育委員の意見も盛り込む形で修正案を作成させていただきましたので、その点をご了解いただければと思います。ご報告は以上です。
では、説明に移らせていただきます。
- 安藤学校環境調整課主査
それでは、審議資料の説明に移らせていただきます。先ほどご説明したとおり、この計画案については、前回、当審議会でご意見をいただくとともに、教育委員の皆さんからも意見をいただいております。それらを踏まえ、内容を見直してまいりましたので、本日は審議資料1の計画案の構成と審議資料2の計画案を使って説明させていただきます。
なお、審議資料3では、審議会及び教育委員の皆さんからいただいた意見とその反映箇所をお示ししておりますので、適宜ご確認いただければと考えております。
それでは、審議資料1をお願いいたします。まず、全体の構成についてですが、前回お示しした計画案では、「学校教育の在り方」を整理し、次にそれを実現するための学校環境として「学校体制」と「学校施設」の二つに分けて、構成しておりました。「学校環境」について、前回の審議会でもわかりやすく定義をした方がよいという意見や「学校教育の在り方」と「学校体制」については、明確に分類することができず、含まれる部分があるというご意見をいただきましたので、今回の計画案では、「はじ

めに」で学校を取り巻く社会の変化や育成すべき資質・能力、そして計画策定の必要性を整理しました。次に、学校教育の在り方といったソフト面に関するものとして、「新しい時代に求められる学校教育の在り方」と「市川市の取り組み」を整理しました。そして、それを実現するための学校環境を学校施設といったハード面に関するものとして、「新しい時代に求められる学校施設」や「学校施設の役割と整備の方向性」を整理し、最後に「計画の推進にあたって」という構成に見直してまいりました。

次に、審議資料2をお願いします。こちらが見直した計画案となります。内容を読み上げさせていただきます。

1. はじめに

学校を取り巻く社会の構造や環境は、少子高齢化の進展や人口減少、グローバル化や情報化などによって、大きく、また急速に変化している。このように変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代にあって、子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力をバランスよく育てていくことが重要である。このような生きる力を育成する基盤は学校教育であり、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、学校環境の整備を合わせて行うことが大切である。これまでの学校環境の整備は、大規模な財政支出を伴うため、整備された環境に合わせて教育の在り方が議論されることが少なくなかった。しかしながら、教育の在り方という目的を達成する手段として施設整備等が行われる政策体系を確立することが、より高い教育的効果の実現を可能とするものである。このため、「市川市学校環境基本計画」を策定し、学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進することとする。

2. 新しい時代に求められる学校教育の在り方(市川市が目指す教育)

学校を取り巻く社会の変化やこれからの時代に育成すべき子どもたちの資質・能力を踏まえ、本市が教育を進める上で重要視する 三つの考え方に沿って、新しい時代に求められる学校教育の在り方を整理した。

(1)多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育

変化の激しいこれからの時代においては、他と同じことを重んじる、画一的・均一的な社会から多様性を認め合う、全員参加型社会への変革が求められている。このため、学校教育においては、性別や国籍、障がいの有無、不登校経験の有無等の違いを超えて、多様な経歴を持った人が、個性や能力の伸長を図ることのできる機会の創出が求められている。また、障がい等の状況に応じて、適切に合理的配慮が行われるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた教育を進め、学校全体で子どもの特別なニーズに対応するインクルーシブ教育システムの構築を推進する必要がある。

(2)一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育

子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、必要な資質・能力を確実に育成する観点から、誰一人取り残されることなく、すべての子どもの力を最大限に引き出す教育が重要となる。このため、学校教育においては、多様な子どもたち一人一人の状況や特性に応じたきめ細かい最適な学びの実現が求められており、ICT 環境や先端技術の効果的活用により、学習の個別最適化を図るとともに、異年齢、異学年などとの多様な協働学習を実現するための新たな仕組みづくりを進めるなど、現在の義務教育9年間の枠組みの中で、学習内容や個の修得状況に応じた学びの実現も求められている。

(3)学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育

様々な資質・能力は、各学校段階において個別に育むものではなく、幼児教育から義務教育、そして高等学校教育といった学校段階を越えたつながりの中で育成されるものであり、体系的な学びを通して、各学校段階の教育が連携・補完することで、次の学校段階で生かされるなど、学びと育ちの連続性が強く求められている。このよ

うな教育は、家庭・学校・地域の連携・協働によって実現されるものであり、保護者や地域住民が学校経営に参画することや子どもの成長を軸に地域と学校がパートナーとして連携・協働することで地域とともにある学校づくりを進め、地域の教育力をつなげ、地域全体で子どもを守り育てる体制を整える必要がある。また、学校においては、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力をどのように育成するのかを、教育課程において明確化しながら、社会との連携・協働により教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。

3. 市川市の取り組み

本市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として教育を進めてきた。このため、新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、基本理念を踏まえた取り組みを基盤として学校環境の整備を図っていくことが重要である。

(1)教育の接続化

本市では、学びと育ちの連続性を大切に個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育を進めており、県内初の義務教育学校である塩浜学園を開校するなど、小中一貫教育の推進に取り組んできた。新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、今後も小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して教育を進めていく必要があり、義務教育 9 年間を見通した指導体制の構築など、小中一貫教育の推進が重要である。

(2)教育の共有化

本市では、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てていく教育を進めており、すべての学校にコミュニティ・スクールを導入するとともに、中学校ブロックごとに地域学校協働本部を設置するなど、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進めてきた。今後も、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が重要である。

(3)個に応じた指導の充実

本市では、県内初の養護学校（現在の須和田の丘支援学校）を開校するとともに、国内初の児童精神科入院児のための院内学級（国立国際医療研究センター国府台病院内）や中学校の夜間学級を開級するなどして、一人一人の教育ニーズに応じた教育を進めてきた。また、少人数指導の拡充やライフカウンセラーの配置などによる教育相談体制の構築などを通して、個に応じた指導の充実を図ってきた。新しい時代に求められる学校教育の在り方を実現するには、今後も一人一人の教育ニーズに応じた教育の推進が重要である。

(4)調和の取れた子どもの育成

本市では、感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てるために、地域の教育力を学習活動に活かす取り組みや読書教育の推進、ヘルシースクールなどの健康教育の取り組みを通して、知・徳・体をバランスよく身に付け、調和の取れた子どもの育成を進めてきた。今後も変化の激しい時代に適応して、たくましく生きる力を育む教育が重要である。

4. 新しい時代に求められる学校施設(学校環境の在り方)

新しい時代に求められる学校施設は、市川市が目指す教育及び市川市の取り組みを踏まえて、その在り方を明確にすることが肝要であるが、その場合、個別の学校施設における特定の条件から捉える考え方と、市内全体の学校施設に及ぶ広範的な条件から捉える考え方に整理する必要がある。このため、計画では、教育行政における統一的な条件として、市内全体の学校施設に及ぶ広範な在り方をまず整理し、それを踏まえて、学校施設の役割と整備の方向性を明らかにすることとする。

(1)小中一貫教育を推進する施設

本市では、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」を定め、義務教育学校の

設置を推進している。そこで、義務教育 9 年間を通して必要な資質・能力を育成するため、中学校ブロック単位における指導の一貫性を確保する取り組みを進めるとともに、小・中学校の一致を目的として就学校指定に係る制度を整理するなど、小中学校の連続性を確保した上で、施設整備を進める必要がある。

(2)規模が適正化された施設

本市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育 9 年間の基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進している。このため、通学区域や就学校指定に係る制度を整理し、学校規模を明確にした上で、その適正化を図りながら、施設整備を進める必要がある。

(3)コミュニティ・スクールを推進する施設

コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の設置、小中一貫教育の推進等を踏まえ、各学校の学校運営協議会を基盤として、中学校ブロックを中心とした協働体制の整備が重要であり、その具現化に向けた施設整備を進める必要がある。

(4)教育資源の複合化・共同化に資する施設

施設の老朽化や人口構成の変化等の課題に対応するため、市川市では、「市川市公共施設等総合管理計画」を定め、複合化や民営化など施設の再編により、公共施設等の適正配置を進めている。学校施設については、「市川市学校施設有効活用基本方針」を定め、地域の実情に応じた活用を進めることによって、学校と地域の連携・協働体制が構築され、学校の教育力の向上が図られてきた。一方、学校が有する施設については、学校単独の一元型施設モデルから脱却し、多様な資源と連携して、施設の活用や共同化を図る多元型施設モデルへの転換が求められる。このため、学校教育を進める上で必要な教室や施設等に関する考え方を明確にして、施設整備を進める必要がある。

5. 学校施設の役割と整備の方向性

(1)高機能かつ多機能で変化に対応した施設

学校を取り巻く様々な変化に対応して、効果的な学習内容や学習形態を実施できる環境を整えるとともに、ICT を基盤とした、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるなど、高機能かつ多機能で変化に対応した施設を整備する。

(2)多様な学びを促す施設

子どもたちの協働的な学びを確保しながらも、個に応じた指導を実現するため、少人数指導や個別学習など、多様な学習形態による活動を可能とする環境を整えるとともに、教科等を超えた学習課題に応じて主体的に学ぶことのできる環境や学級や学年を超えたテーマごとの学びを実施できる環境等を整え、多様な学びを促す施設を整備する。

(3)安全でゆとりと潤いのある施設

すべての児童・生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた良好で快適な環境を整えるとともに、十分な防災性、防犯性を備えた環境を整えるなど、安全でゆとりと潤いのある施設を整備する。

(4)地域の核となる施設

地域にとって最も身近な公共施設として、生涯学習の場や災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすなど、高齢者や障がいのある方を含む多様な地域住民が利用することを踏まえた環境を整えるとともに、地域の実情に応じて公共施設等との複合化を行うなど、特色があり、地域の核となる施設を整備する。

(5)教職員の執務環境としてふさわしい施設

学校施設は、児童・生徒が学び、生活する場であるとともに、教職員が働く場でもある。このことから、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる環境を確保するとともに、教職員がリフレッシュや連携・情報交換等

ができる環境を整えるなど、執務環境としてふさわしい施設を整備する。

6. 「市川市学校環境基本計画」の推進にあたって

変化の激しい時代にあって、求められる学校教育や学校環境は、刻々と変わっていく。この前提の基、本計画は、現状において最善のものを整理した。今後は、学校教育における不易と流行を見極めながら、未知の状況においても可変的なマインドの下で、不断の見直しを行っていくことが重要である。

以上が見直しを行った「市川市学校環境基本計画(案)」となります。なお、前回、県レベルの取り組みも整理した方がよいというご意見をいただきましたので、審議資料4の参考資料に、県の計画を追加させていただきました。

説明は以上です。

○ 天笠会長

ありがとうございます。今のご説明に対して、委員の皆さんからご意見をいただきますが、その前に、委員の意見がどういう形で処理されて、どういう段取りで次のステップに行くのか、その流れの説明をお願いします。今日、委員の意見を捉えて、修正を皆さんがなさるということになるかと思いますが、その後どういう扱いになっていくのか、その辺りの流れをご説明いただければ、私共がこれから意見を申し上げることが、的を外れないようになるかと思しますので、そういう点で簡略な流れをご説明ください。

○ 石田学校環境調整課長

学校環境調整課長です。本日委員の皆様からいただいたご意見をもとに、更に再修正案を作成しまして、それをもとに答申案を作成いたします。時間的には、本日いただいた意見を、今日の午後、教育長を踏まえて答申案ということで再修正案という形にまとめます。翌日天笠会長にご確認をいただいてから、早い段階で委員の皆様にご答申案という形で資料をお送りいたします。そして、来週の月曜日にその答申案についてご審議をいただきまして、修正があれば、その場で修正をして、答申をいただきたいと考えております。

○ 天笠会長

ということで、だいたいおわかりいただけたかと思えます。これからご意見を願ひしまして、それについて、教育委員会の事務局で加筆修正していただいて、それを答申案という形にまとめていただいたものをもう一度委員の皆さんにご覧になっていただくということであります。そしてそれらを、全体を踏まえまして、来週予定されております審議会におきまして答申として選を得ると、こういう段取りになりますので、これから皆さんのご意見はそういう観点でお願いできればと思います。どうぞよろしく申し上げます。その上で、今日の会議予定は11時半までというご案内があらかじめいっているかと思しますので、これからおよそ60分前後位という時間になるかと思えますが、まず、審議資料1について、この審議資料1は全体構成になります。全体構成について審議していただいた後に、ただ今全文を読み上げていただきました、審議資料2に沿って、いくつかの部分に区切りながらご意見をいただきます。最後に、全体を通してご意見をいただくというような段取りで進めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議資料1についてですが、全体構成について、ご意見がありましたら、お願ひいたします。

○ 田中委員

1についてということですが、前回環境基本計画が出されたときに質問をして、先ほど見ておりましたらその言葉が出てきましたけれども、学校環境という言葉の意

味が、わかるかということですね、一般市民の方も含めて。どこかに定義があるのかなど、こういうことを学校環境という、ここで言う学校環境というのですよ、というのが私はちょっとよくわからない。審議資料 1 の全体の構成を見ると、学校環境という言葉はほとんど出てこないのですよ。出てくるのは、下半分の網掛け部分、「(ハード)学校施設」の「新しい時代に求められる学校環境(学校環境の在り方)」の部分で、付随的にという感じであって、それから、「学校施設の役割と整備の方向性」のところで、「教職員の執務環境」と、ここでは執務環境という言葉を使っていますね。ですので、最重要語彙が、学校環境という言葉であるので、その意味、定義、範囲、そして具体的に何を指しているのかということ、出来るだけ早い段階、つまり、「はじめに」のところあたりで言わないと、うしろがちょっと読みにくいですね。例えば、「はじめに」の三つ目「計画策定の必要性」と書いてありますが、これは「学校環境基本計画策定」の必要性ですよ、ですから、効果的に学校環境という言葉が構成の中に入れていかないと、読む方が焦点を定めにくい、と私は見えています。中身そのものはいいと思いますが、それがちゃんと伝わるのかどうか、こちらの意図どおりに伝わるのかということ考えたときに、学校環境という言葉がほとんど出てこないで、それとか、さっきお話ししました下のところの、学校環境の在り方ということも、付随的にと言いましたが、何か付け足しのように感じました。なので、中身はいいと思うのですが、読む方が焦点を定めにくいなあ、という印象が強くて、これは前回とそんなに印象は変わりません。なので、今回の構成で言えば、「はじめに」のところで、まず、全体がわかるということですよ、「はじめに」を読んだら、おおよそ全体がわかるという、四分の三までというような感じで、全部読まないといけないのかというのではなく、行政文書なので、かいつまんで全体これでわかりますよ、大意はこうですよとした方が、私は、市民の皆さんに対しても親切かなと思います。他の委員の皆さんの印象も含めて、いかがかなと思います。以上です。

○ 天笠会長

ありがとうございました。他の委員の方、いかがでしょうか。

○ 富家委員

地域の一般の人間として、この計画書案を読んで、ちょっと感じたことなのですが、市川市の取り組みとして、こういうことをやっていますというのが書かれていますけれども、例えば、個に応じた指導の充実とか調和の取れた子どもの育成という風に書かれて、それでは、市川市では具体的にそれをどういう風に子どもに伝えているのかというのが、ちょっと、例えば、先生が個に応じた指導を充実させるために、どういう風に、教員の方々は育んでいるのかとか、これをやるために、これを子どもに伝えるための育みがもう一つ必要だと思います。個に応じた指導といっても、例えば LGBT の子がいて、では、先生にお願いしますといっても、研修をやっていらっしゃるとは思いますし、先生もお忙しい中大変だと思うのですが、研修を受けて、割と素通りしてしまうことも、お忙しいので、多いと思います。なので、私たちもそうなのですが、意識を持つということ、もう少し育んでいくような対策が、地域もそうなのですが、こうしましょう、ああしましょうということ、ではこうしてください、ああしてください、ということがたくさんあるのですが、もっと意識を伝えていくこととか、意識を育んでいくことに力を入れる方法はないのかなと思っています。ですので、ちょっとやりかたはわからないのですが、そういったところを感じました。以上です。

○ 天笠会長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

○ 松本委員

資料3の2ページ目の19行のところで、明確に分類することができることになった方がよいということで、構成を見直されたということなのですが、全体として、ソフト面とハード面が、ここで被るような部分もあるかと思います。そこが少し見えにくいといえますか、私はソフトとハードが被るようイメージを持つのですが、そこがこの構成でよろしいのかな、ということを感じました。

それと、確認なのですが、答申で出すのは、この計画だけで、資料の1は参考資料ということよろしいですか。

○ 石田学校環境調整課長
はい。

○ 松本委員
わかりました。以上です。

○ 天笠会長
これから、審議資料の2に入りたいと思いますが、今のそれぞれの委員の方からのご質問、ご意見というのは、各章とか節のタイトルの書き分けというのでしょうか、といったことが一つあるのではないかと思います。それからもう一つは、それぞれ書かれているところの順序を入れ替えるとか差し替えるとか、そういったことが手だてとしてあるかと思っています。さらに、そういうこととしながら、どこかの箇所に文章を書き加えるという、この辺りのところというのがあるかと思っています。その辺りのところ、今三つ申し上げましたけれども、その辺りのところの整理とか整えるというのは、この会議の後に事務局にお願いせざるを得ない部分がたくさんあるかと思っています。そういったことを含みながら、委員の皆さんにご意見をお願いできればと思います。事務局の皆さんには大変なことになるかもしれませんが、市川市の発する文章として、よりわかりやすいものにしていくために、共通の課題意識をもって進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

ということで、この構成等々につきましては、またお気づきの点があったらお願いしたいと思います。それでは、審議資料の2に入りたいと思います。これはそれぞれ「はじめに」を含めまして、全部で5章立てておりますので、その章ごとに、まず最初に「はじめに」、その次に2の「新しい時代に求められる学校教育の在り方」という順に進めていきたいと思っています。まず、一つ目の「はじめに」の部分でお気づきの点、ご意見等々お願いしたいと思います。

○ 広瀬委員
先ほどの田中先生の学校環境という言葉とも関わると思うのですが、ここの定義の学校というのは、どこを指しているのか、学校基本法では幼稚園、小学校、中学校、高等学校、と全部入っているのですがけれども、市立のもので考えると、幼稚園で公立園があるので、あと、特別支援学校もあると思うので、そこも含まれてくると思うのですが、文言の中で、児童生徒のみの記載の部分があったりとか、あれ、これは小学校、中学校のみが対象なのかな、と読めてしまって、その辺りが市で、学校というのをどの範疇で捉えているのか、というところが少し、全体を通して見通せると、とてもありがたいと感じました。

○ 天笠会長
それぞれの課題、テーマの中によっては、ある時は幼稚園であったり、ある時は特別支援学校であったり、ということですがけれども、全体的には、今ご指摘のように、幼児教育の段階から後期中等教育、いわゆる高等学校ですね、そして特別支援学校等々、広く捉えて、学校という捉え方をしているのではないかと思いますし、そうした面で、幼児、園児とか、あるいは子どもとか、児童・生徒とか、それぞれ、その辺

りのところを、整理されるときに今のご指摘等々を押さえていただければと思います。他にいかがでしょうか。

○ 松本委員

今回、学校環境整備、はじめにの中段のところ、「教育の在り方という目的を達成する手段として施設整備等が行われる政策体制を確立する」、こちらの方にシフトしていくというか、これまではハードである建物があって、そこに合わせて中身があるのですが、今回は中身をやってから、ハード面をやるのだという形で書かれてあって、そこがいい部分だと思います。そこをもう少し強調するといいますか、わかりやすい記述とするとよいと思います。

もう1点ありまして、前々回、今年度最初の審議会の審議資料で、この基本計画がどこまでにわたっているのかが示されているのですが、これによると、第3期教育振興基本計画から第5期教育振興基本計画まで、令和15年度までにわたるといような認識でよろしいでしょうか。だとしますと、かなり長期間のものになりますので、最初のところに該当する期間が書かれていた方がよいかと思いました。15年という非常に長い基本計画になるという意味でも重要なことかと思えます。以上です。

○ 天笠会長

今の発言の確認ですが、この基本計画は、時間的にどのくらいの期間を視野に収めておられるのですか。いわゆる短期計画、中期計画、長期計画とありまして、中期計画だと3年から5年くらいという認識で、長期計画だとそれを超えるものだと思います。よもや単年度計画ということはないかと思いますが、計画を策定する立場からの時間的な視野というのでしょうか、それを直接文章化するかしないかは、また別かと思いますが、少なくともここで計画について議論をしている審議委員としては共有しておきたい部分だと思いますので、その点についてはどのような押さえ方をすればよいのでしょうか。

○ 石田学校環境調整課長

この基本計画については、明確に計画期間を定めておりません。随時見直しを行うことを最後の部分で触れておりますけれども、学校の建替えを踏まえてというところになりますので、かなり長期的な、10年20年30年といった長期的なところで見えておりますが、この計画についてくる実際の実施計画、実施編の方で具体的なものを具体的な計画年度でやっていくというような形で、基本計画はどちらかといいますと方針的なものになりますので、今後の学校施設の整備をこういった方針で進めます、というようなことになります。

○ 天笠会長

私が、なぜこのようなことを伺ったかと言いますと、もうすでに情報を得ておられるかもしれませんが、間もなく国の方で一つの答申案が出るのですが、それが2030年を目指してというような、直接タイトルには出てこないのですが、どのように今後の10年の教育の在り方、方向性を指し示していこうかというまとめが、おそらく年内に出されるのではないかと思われまして、その中身的なものの影響を受けざるを得ないのではないかと思われまして、そういったことを考えた場合に、今の回答が一つの委員会の立場だと思います。この非常に不確定な時代を一年一年どのように刻みながら歩いていくのかと、ついては、この10年くらい、2030年辺りのところに一年一年どういう足取りで行こうとするのかということが、この基本計画案を練る立場だという、これもまた一つの立場としてありうるのではないかと思いますので、しっかりと何年まで、5年刻みとか10年刻みとは、ちょっと性格が違って、それはそれなのだというのの一つあるかと思えます。かたや、少なくとも今後10年、市川市の教育は何を目指して、何を階段として上りながら行こうとするのか、というのはこれ

なのですということをお市民の皆様に対してご説明するとか、お分かりいただけるような示し方というのが一つの在り方ではないかと思えます。はじめにの中に、いまのようなことを書き込むかどうかということは、全体のバランス等々があるかと思えますので、これはまた事務局でご検討いただければと思えます。

はじめにの部分についてですが、またお気づきの点がありましたら、後でも戻っていただいて結構ですので、一つ先に進めます。2の「新しい時代に求められる学校教育の在り方」について、いかがでしょうか。ここには、(1)として「多様な人との関わり」、(2)として「一人一人が主体的に学ぶ」、(3)として「連続性と社会の連携の強化」ということがうたわれておりますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○ 富澤委員

(2)の2ページの7行目で、「異年齢、異学年などとの多様な協働学習を実現する」とあるのですが、これは、具体的にはどういうことが、例えば、小学校1年生と中学校1年生と一緒に勉強するとか、そういう意味なのでしょうか。これは具体的にどのようにお考えなのかお聞かせください。

○ 石田学校環境調整課長

現在の学校の仕組みが、1年生が終わったら2年生に進級というような、どちらかと言えば履修主義というような形で進んでおりますが、今後は、修得主義という、例えば、2年生で3年生の学習ができるような子は、3年生と一緒に学習ができるような、そういう学びの場も今後必要になってくるのではないかと思います。義務教育の9年間というスパンは同じですが、2年生の子が3年生と一緒に勉強するというよりも、そのテーマに沿って、ここの部分は3年生とできるのではないか、この部分は2年生とやるのではないかというような形で、その子の修得状況に合わせて多様な学習ができるような、そういった学習環境が今後はおそらく必要になってくるということで、このような書き方をしております。

○ 天笠会長

今のご説明でいかがですか。

○ 富澤委員

そうしますと、結果としては、少しわからないのでお聞きしますが、例えば、中学校まで9年かかって勉強するものが、ある生徒によっては、9年かからないで課程を修得してしまえることができる、という意味でしょうか。それとも、伸びるところは伸ばす、そうでないところは通常通り、という意味で9年で修めようとされているのか、その辺りはどのようなことになるのでしょうか。

○ 石田学校環境調整課長

現在の学校制度の枠組みの中で考えておりますので、9年間の中で、というのは変わらないと我々は考えておりますけれども、今、富澤委員がおっしゃられたように、早めに全ての課程が履修できてしまったら、その子に応じて、さらに発展的な学習ができるような体制も今後は必要であろうという風には思っております。いわゆる学び直しのことが大事だということと併せて、さらに進んでいく子に対する対応も必要であろうといったことで、こういったことを書いております。

○ 天笠会長

少し付け加えさせていただきますと、進級と卒業のシステムと、学習の工夫のシステムということをお、少し整理して考える必要があるかと思えます。ですから、あるテーマについて、できる子はどんどん進むと、ただそれがそのまま、例えば、中学校2年生で卒業するという話にまでつなげてしまうのかどうか、これはテーマですけれ

ども、おそらくそういう進め方をすると、多くの了解は得られない可能性が、この国の現状からすると、高いのではないかと思われます。ですから、卒業とか進級のシステムについては、今の年数主義といいますか、そういうことが基本になるかと思います。かたや、学習の、この課題については、例えば、算数、数学などは、場合によってはどんどん進められる子もいると思いますので、その子については、今よりもさらに融通をきかせた、学びのステップというものがあるのではないかと思います。その辺りのことを、ここで述べているということですがけれども、それにしましても、青天井のごとくに先に進めるというやり方を、学校も先生方もおそらく取らないのではないかと思われます。要するに、その学年の中でも、発展的な学習という工夫の仕方というのでしょうか、その辺りでいろいろな教材、教具を工夫するとか、あるいはその中で少し学年の枠を融通をきかせるとか、といったその辺りの工夫になってくるかと思います。そのようなことが、2ページの5行目から9行目辺りに書かれている中身ということなのですからけれども、この辺りのことは、今ご質問がありましたように、8年で中学校を卒業できるようになるのかとか、あるいは、小中別々の場合は、小学校5年生で中学校に行けるのかとか、そういう話に受け止められる方も少なからずおられるかと思いますので、この辺りのところについては、丁寧な説明が必要なのではないかと思いますし、さらに、市民の皆さんが、卒業要件等々も取り払ってよいのではないか、という話になるのかならないのかは、それは皆さんがお決めになるということにもなってくるのではないかと、とも思うのですが、少なくともこの国の制度はそこまで触れることについては慎重なのではないかと推測しておいます。

この件についてでも結構ですし、また別の件でも、2の部分についていかがでしょうか。

○ 角谷委員

2の(1)のところ、1ページの29行目ですが、性別や国籍、障がいの有無はいいのですが、不登校の有無等とありますが、不登校経験の有無というのは「違い」なのでしょう。確かに、不登校の子はたくさんいると思いますけれども、これを「違い」と見るのでしょうか。それを、私は少し引っ掛かりました。

○ 天笠会長

そういう意味で、この不登校経験というのは、あえて文言にしなくてもというようなご意見でしょうか。

○ 角谷委員

何かもう少し、あまりにも、他の国籍とか障がいに比べると、あまりにもリアルすぎるかなという感じがします。

○ 天笠会長

この辺りは後ほどまた、委員の皆さんのご意見とともに議論できればと思いますし、事務局でも検討していただくということで、田中委員はいかがですか。

○ 田中委員

2の表題ですが、「新しい時代に求められる学校教育の在り方（市川市が目指す教育）」とあって、(1)(2)(3)とあって、ここで述べられているのは、市川市だけのことは何かあるのですか。市川版教材とか。

○ 石田学校環境調整課長

この、新しい時代に求められる学校教育の在り方は、どちらかといいますと、市川市だけではなくて、全国的に当てはまる内容であって、それを実現するための市川市の取り組みを次のところで書かせていただいています。

○ 田中委員

そうですね、そうしますと、2の2行目辺りで、本市が教育を進める上で重要視する三つの考え方に沿って、こう書きましたとあるわけですね、私は国語が専門なので、市川市が沈んでいる感じがします。次の3で市川市の取り組みが出てくるのですよね、そうしますと、つながりが弱い。2と3のつながりが少し弱い感じがします。何か申し訳程度に、市川市が目指す教育と括弧でくっつけているという感じ、例えばこの2は、「市川市が目指す教育」というのを主タイトルにして、「新しい時代に求められる学校教育の在り方」をひっくり返して後ろにつける、それも括弧には入れずに、ダッシュ記号で引いて付けた方が、意図と中身が合うのではないかと思います。そうすると、2で市川市が隠れるように出ていて、3で「市川市の取り組み」とあるから、市川市の考え方が2です、3が市川市の取り組みですよ、とした方がタイトルごとのつながりが見えると思います。

○ 天笠会長

他に2についていかがでしょうか。

今の、田中委員のご意見と関わってくるのですが、変化の激しい時代に云々とか、一人一人の個性を伸ばすとか、(1)(2)(3)で書いてありまして、その文章の次に、このためにとか、このようにというように手段が書いてあるのですね、こういう理念、あるいは目指すところですけども、ある意味で、ここには手段は書かなくてよいのですよ。次の市川市のところにそれを書いていくというような形にすると、少し書き分けができるように思います。ですので、個別最適な云々などについても、実のところ、3の方に移してもいい訳です。2は、あくまでも目指す理念、というところですし、さらに言うならば、市川市としてのこだわりのある教育の理念というのが、今の田中委員の意見を私なりに受けとめさせていただくと、これは日本国中通じる理念であるわけで、それに異論がある訳ではないのですが、市川市としてこだわっているとか、市川市としてより重視しようとしていることがありましたら、まさにこの部分にこそ書くべきですし、あるのではないかと、ということではなく、あるのでしょうけれど、それがまだ書ききれていないといえますか、浮かび上げきれていないということと、今、田中委員のご指摘がつながってくる部分ではないかと思います。

他に、いかがでしょうか。

○ 田中委員

先ほど発展的な学習という言葉が具体的に出てきましたが、これは委員の中でその意味が共有されているのですか。

○ 天笠会長

田中委員、それは、発展学習というような、発展的なそういうのをというのですか。

○ 田中委員

そうですね、一般的な意味で、発展的な学習をするのだなどは受け止めるのですが、発展的な学習とか、発展的な学習内容というのは、特別な用語として使われているので、その意味内容が共有されないと、先ほどの事務局の回答であった、発展的な学習というのは、委員の中で共有されないと思います。発展的な学習とはどういうことですか。

○ 天笠会長

現在考えておられることをご説明ください。

○ 石田学校環境調整課長

先ほど修得主義と申し上げましたが、一つは、現在学習している内容をさらに発展させていく、これは今現在でもやっていることですが、どちらかと言いますと、ここでイメージしているのは、本市がやっている義務教育学校の9年間で、特例を活用しながら、さらに上の学年の修得状況なども踏み込んでいけるように、そういった環境をイメージしております。ですので、今の学習の発展でもありますし、さらに飛び越えた次の学年への学習の発展というようなことも、ここでは含ませていただいております。

○ 田中委員

一般的にはよくわからないですね、説明が。どうしてかと言いますと、発展的な内容とか学習というと、学習指導要領を超えたものを教えるということになります。なので、例えば理科とか算数、数学には、教科書の中に「発展」とか、教科書会社によって表記は違いますが、そういった内容が書いてあって、そこはやってもやらなくてもいいですよ、というようになっているのですが、一般的に発展的と言われたら、何かわからないですね、何が発展だというのが、教科書は、学習指導要領どおり作られているので、原則として、それを超えてはいけません、だけど、超えていいですよというのが、今の学習指導要領の中身ですし、検定基準にもそういうのがあるので、理科とか算数、数学とかは、それがわかるように、どこが「発展」なのですよ、どこが学習指導要領とか、その学年で学ぶべきとされている内容ですよ、というようになっているので、ただ、発展的という、今ご説明があったように、義務教育学校は色々な特例があるので、それをやりやすいといえやりやすい、プラスでやりやすいのですが、やはりこういう中身というのはそういう論法で大丈夫か、と私は思ってしまいます。理念を書くのはよいと思うのですが、毎日5時間も6時間も授業をやって、終わったら子どもたちは帰っていきますから、発展的な学習はいつやるのか、誰がやるのか、どのようにやるのかということは、いつでも学校現場としては大きな問題です。後で、校長先生辺りに確認されればよいと思いますが、ですので、発展的な学習というのは、我々委員会としては、学習指導要領、つまり従来だったら教科書に書かれていない内容が教科書に書かれていて、それを勉強してもいいですよ、ということだということをご共有認識として理解しておくことが大事です。

○ 天笠会長

今のご指摘も含めまして、おそらく、2と3の関係ということも、一緒に見ていった方がよい部分もあるかと思っておりますので、次の3に入りたいと思います。3の部分は、ある意味で、まさに市川市らしさというのでしょうか、そういうところがよく出ているところかと思うのですが、それならそれで、(1)から(4)までもう少し文章の中身の文言が、各(1)から(4)のタイトルになると、もっとよいのではないかという部分もあるのですが、そういったことも含めまして、3の市川市の取り組みについて、お気づきの点、ご意見がありましたら、お願いいたします。

○ 松本委員

市川市の取り組みということで、まさに、市川独自の、こういうことをやっていくのだ、という部分で、この計画案の中でも重要な部分ではないかと思っております。全体として、〇〇に取り組んできたと記載されていて、〇〇が重要である、という書き方になっています。要は、これまでの実績とこれからの方向性、未来、といった構成になっているかと思っておりますが、かっこ書きで市川市の取り組み(実績と今後の方向性)のように書かれた方が読みやすいのではないかと思います。

それから、先ほどから出ていますが、やはり、2と3のつながりというのが、中々捉えにくい部分がありますので、例えば、2が一般的な、あるいは市川市の考え方で、具体的には3で、このようにやっていくというような、章が対応するような形にすると、これは4も5も同じかもしれませんが、読みやすくなるかと、現状認識に対

してどういう取り組みがあるのかというところがもう少しわかりやすくなる方がよいかと思いました。

もう1点、例えば(1)ですと、小中一貫教育の推進が重要であるとか、(3)だと一人一人の教育ニーズに応じた教育の推進が重要であるとか、当然それが重要であると思うのですが、基本計画ということですから、あまり具体的には書けないのかもしれませんが、もう少し具体性がある記述があると、(4)のたくましく生きる力を育む、当然皆さんそうだと思うのですが、具体的などころがもう少しあった方がよいのではないかと思います。

最後に、(3)に入れるのが適切かどうかわからないのですが、教育のニーズに応じた教育を推進するというのであれば、当事者である子どもの声を聞く、そういうような姿勢も当然あると思うのですが、それも文言に含まれている方が、当事者である子どもたちの考え方、ニーズに応じるというところでは、文言も必要なのではないかと思います。最近、子どもアドボカシーなどという言葉もよく聞かれますけれども、子どもの声、あるいは声にならない声を聞いて、当事者である子どもたちと一緒に進めていく、そのような部分があったらよいのではないかと思います。以上です。

○ 天笠会長

他にいかがでしょうか。

例えば、(1)の部分には塩浜学園というワードが出てきます。それから、(2)については、コミュニティ・スクール、あるいは中学校ブロックという言葉が出てきます。そのように見ていったときに、(3)には、院内学級とか、そういった言葉になるのかどうかということですが、(3)の個に応じた指導ということになりますと、先ほどの2の(2)部分の個別最適な学びとか協働学習という、その文脈の中にあるというわけです。それで、むしろ3ページの(3)で、養護学校ですとか院内学級のことを強調したいということであれば、この個に応じた指導というタイトルを変えとか、ということもありますし、あるいは、個に応じた指導の充実というならば、少なくとも個別最適云々というのは、この部分にきてもおかしくない、ということです。その辺りのところの交通整理の仕方というのでしょうか、整理の仕方というのを考えていただくとうよいのではないかと思います。

ちなみに、ライフカウンセラーという言葉は、市川市の皆さんにとっては、聞き馴染んだ名称なののでしょうか、ということですが、ご承知のようにスクールカウンセラーという言葉ですと、全国的にポピュラーですが、ライフカウンセラーという言葉になると、これは市川市が大切にしている立場と言いますか、役職ということなのだな、という辺りのことを強調されるのであれば、強調されるという形で載せられたらよろしいのではないかと思います。

他に3について、いかがでしょうか。

○ 広瀬委員

先ほどの会長のご意見と重なる部分が多いのですが、私も(3)の個に応じた指導の部分に、特別支援学校や院内学級など、場を分けるところを中心に書かれている部分が少し引っかけました。本来ですと2の市川の目指す教育の(1)の部分で合理的配慮を充実させていくということですが、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を含めた学校全体の取り組みをとっても強調されている中で、3の(3)は逆で、場の多様性というようなところでお話が進んでいるところが、少し、やっていることがたくさんあるので、より、よさを強調していただければと感じました。

○ 天笠会長

それでは、3について他にございましたら、後ほど戻っていただければと思います。次に4の新しい時代に求められる学校施設ということで、3ページから4ページにかけて、(1)小中一貫教育、(2)規模の適正化、(3)コミュニティ・スクール、(4)教育資

源の複合化・共同化とありますが、その点についてご意見はございますか。

この部分こそ、施設ですよ、学校施設、ということになる訳ですが、これは、委員の皆さんからすると、まだ物足りない、ということはありませんか。もっと強調してほしいとか、この点については、力を入れて云々とか、あるいは、まだこの部分は書ききれていないのではないとか、そういう点はありませんか。なぜ、私がこのようなことを申し上げたかと言いますと、学校の建物というのは、市川市の市民の皆さんにとっても大変身近な存在ではないのだろうかと思うのです。建物の中で使っている子どもたち、先生方もさることながら、その周辺で一緒に生活されている地域の方々もたくさんいらっしゃいますので、その学校の建物について、どんな風に皆さんが思いを持たれているのかといったことですが、ほぼ、この文言というのはその辺りのことをうまく捉えて、うまく文言化されているかどうか、いかがでしょうか。

○ 角谷委員

まだ、基本計画の段階なので、わからないのですが、例えばもっと具体的な部分になると、私たち地域の人間が使う部屋をつくるか、避難所になるとか、それから、ここには書かれていないのですが、給食の施設はどうかの、ということ、実は気になっている部分です。具体的な施設としてのね、そういう部分がありますけれども、実際具体的なものが出てこない、小中一貫の塩浜のように最初は小中別々だったけれども、今度は一緒にするとか、そういうことだと少し見方が違いますし、例えば八中ブロックですと、小中一貫は遠い先の話だろうと、ただ、学校と子どもたちが小中でうまく渡っていけるように、安全に移動できるようにするとか、そういうことを考えるのであって、中々具体的な記述がないので、私は言葉として何を付け加えるべきかということが判断できないのです。

○ 天笠会長

どうしても、こういった文章というのは、抽象度が高くならざるをえないので、おそらく給食室をどうするかといったようなことは、この中では中々扱いきれない部分ではないかと思うのですが、今のご意見は、やはり市民の皆さんからすれば、そういう部分はどうか、ということが大きな関心事であることは間違いないことで、そういう関心とこの文章がうまくつなげていくと言いますか、セットになっていくという工夫とか配慮ということが必要であることは間違いない訳で、その辺りのことについての、目配せということが、非常に大切になってくる、そういった観点で見たときに、この辺りをどのように工夫していけばいいのかということも、またよい知恵を出しあっていたらいい点でもあります。今の4と5が関連していますので、4と5を一緒にしてもいいかと思っておりますので、よろしく願います。

○ 富澤委員

前にも申し上げましたが、一度須和田の丘支援学校に教育委員会の方が来ていただいて、お話を伺っていますので、なんとなく予想はつくのですが、先ほども、何年計画ということで、まだ先の話になるのですが、私の一般的な感じからしますと、小学校に比べて、中学校の施設というのは、けっこう大きいですよ。当然、抱える人数も違うわけですから、それを小中で一貫してやるということになりますと、場所的な問題、建物の問題というのは、規模が全く変わってくるのではないかと思うのですが、それが市内全域で、小中一貫を考えてみたときに、広さの問題などに対応することは可能なのでしょうか。中学校はやはり敷地が広いですし、小学校は敷地が狭いところもあるかと思うのですが、その辺は、一貫してやっていくということは、例え10年であれもっと長い期間であれ、可能なのでしょうか。どのようにお考えですか。

○ 石田学校環境調整課長

施設一体型で、全てをやっていくことは、現段階ではかなり長期の期間がかかると考えております。義務教育 9 年間を通した一貫教育といったものを、施設が離れていても、いわゆる教育課程をしっかりと 9 年間繋いで、小学校の先生と中学校の先生が責任を共有して教育を進めていく、そういうような体制づくりを進めていく必要があると考えています。そういうようなことが出来るような施設の在り方について触れていきたいと思っています。

○ 富澤委員

そうしますと、小学校と中学校は場所が別であるかもしれないということでしょうか。一緒の建物ではないということですか。

○ 石田学校環境調整課長

一貫教育には、いくつかの施設のパターンがありまして、小中が一緒の建物になるパターンと、校舎が離れて一貫教育をやっているパターン、あるいは隣接しているパターンなど、いくつかありますので、それぞれの学校の様子を見ながら進めていくことになると思います。

○ 天笠会長

他にいかがでしょうか。改めて、最初の話に戻ってしまうかもしれませんが、構成の面で、今検討してもらっていますが、4 と 5 の部分を見ていただいているのですが、これを作成した段階において、4 と 5 の関係はどのようにお考えになって、それぞれの章をお立てになられたかということなのですが、4 で全てを括れるような、あるいは 5 で括れるような、二つの章を立てなくてもよいような気もします。どうということかと申しますと、4 にも学校の施設の整備の方向性といった部分が記されているように思いますし、5 はまさにそういうことですので、それが記されているということなのですが、この辺りについては、例えば、4 については学校施設の現状を記すことに比重を置いて、そして 5 として整備の方向性を記すという、全てははっきりと整理をしきれないのではないかとも思いつつ、そのようにすると 4 と 5 がもっとメリハリがついてくるように思うのですが、改めまして、当初の意図として 4 と 5 はどのような意図をもって記されたのでしょうか。

○ 石田学校環境調整課長

まず、5 は、各施設、学校の校舎をどのような形で作っていくかということ、そして 4 は、その校舎を建て替えるときに、前提となる条件がいくつかありますので、小中一貫であるとか、適正配置ですとか、そういったことをしっかりと条件を整えて、学校生活に絡む前提条件をここで書かせていただきました。

○ 天笠会長

他にお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

○ 松本委員

5 の(4)で公共施設等との複合化とありますが、七中が既に複合施設としてあるかと思っています。先ほどから院内学級とか塩浜学園とか具体例が出ていますが、ここもそういった実績を踏まえたものとして今後そういったことを進めていくというように書かれた方がわかりやすいと思うのですが、七中以外の予定はあるのですか。また、七中の実績や実情はどうですか。

○ 安藤学校環境調整課主査

複合化については、七中以外でも市民図書室があったり、放課後保育クラブが入っていたりという学校がありますが、市川市で特徴的な学校は七中であり、七中には中

学校のほかに高齢者施設と保育園と文化施設が入っています。実績につきましては、それぞれ入居している方が学校と交流があって、ランチルームで一緒に給食を食べたりというようなことをやっております、とても情操教育に寄与しているというような声があり、とても効果的な複合施設になっております。以上です。

○ 天笠会長

例えば今の5の(4)ですが、地域の核となる施設とありまして、確かにそのことが中身として書いてあるのですが、文章を読んでいきますと、地域の避難所というキーワードがありまして、この言葉を節のタイトルとして引き上げるお考えはありますか。地域の核となる施設の中で、市民の皆さんが大きな関心がある施設というのは、先ほどもご意見がありましたが、やはり避難所ということがあるかと思えます。

また、もう一つ、先ほど給食室が出てきましたけれども、学校の中の教室のレイアウトというのは、この中では扱わないものなのか、もっと私は扱うべきなのではないかと思うのですが、今のような教室の仕切りの仕方自体が、個別最適な学習の環境整備からするとどうなのでしょう。耐震壁を取り除いたりといったことはしてはいけません、もっと色々な意味で工夫の余地はあるのではないかと。いったことはどのようにお考えになるのか。おそらくこの話と、老朽化の話というのは、微妙に重なっているのではないかと思うのですが、これは市川市だけの話ではなくて、この国全体が学校の建物の老朽化について、非常に難しい状況に入ってきているということなのです。この資料の中にもありますが、公共施設の総合管理計画を平成28年度に立てたそうですが、これでいけるのかどうか、あるいは、こういう形の計画の在り方で老朽化をしのげるのかどうか。あるいは、いろいろな新しい考え方がありますが、全部、旧型の校舎がそれをはばむような、そういうことになっていないかどうか、そういう辺りのことについての言及等がこの部分でしっかり踏まえられているかどうか、受け止められているかどうか、ということをもう一度精査していただければと思います。

これで5ページまでを見てきましたが、もう一度1から5までの全体を通してのご意見をお願いしたいと思います。それぞれの委員の皆様にもコメントをお願いしたいと思います。富家委員から全体を通して何かお気づきの点、あるいはまだお話になっていないことでも結構ですので、お願いします。

○ 富家委員

塩浜学園は、この8月に新校舎が出来まして、実際に学習しているところなどを見させていただいたりしました。まだ、これからみんな、子どもたちとも考えて、どうやって使っていくのかとか、やっていくのだと思うのですが、最初に、作る段階で、市民で教室をどのようにするのかとか、中々そういうところが、市民もわからないところがあって、会議の場があっても、中々うまくいかなかったり、うまく話し合いができたのかというと、少し反省点があると思います。これが、だんだん色々な地域で中高一貫が進んでいくにしたがって、話し合いの持っていく方とか、そういった部分もだんだん良くなっていくのではないかと思います。その中で、大事なものは、校舎が新しくなるのは、みんなすごくうれしいことだと思うのですが、今までの校舎に懐かしみを持った市民の方々の気持ちを、納得してもらったうえで進めていくということが大事だと思います。それを盛り込んでいただけるとよいと思います。

○ 天笠会長

ありがとうございました。角谷委員お願いします。

○ 角谷委員

先ほど給食室の話をしていただきましたが、例えば9年間同じ校舎にいるときに、他の市の場合ですと、中学校が食堂形式になっていて、お弁当を持ってきてもいいし、食

堂でも食べられるというようなケースがたくさんありますよね、9年間というのは非常に長いので、何と言いますか、区切りがない気がします。

また、今富家委員もおっしゃったように、地域に建てるということですので、学校の名前とか、そういう部分は地域の間人としては、「おらが学校」でみんな頑張っておりますので、そんなところが出てくるのかなと思います。その辺りの配慮はしていただきたいと思います。

○ 天笠会長

ありがとうございます。松本委員お願いします。

○ 松本委員

例えば、コミュニティ・スクールであったり、小中一貫校であったり、国内初、県内初など大きな輝かしい実績がありますので、そこをうまく踏まえて、これからの市川市の新しい教育というものを見ていくことができればと思います。そういったキラキラとするものがありますので、そこをうまく反映できていない部分があるのではないかと思います。

○ 天笠会長

ありがとうございます。富澤委員お願いします。

○ 富澤委員

私は特別支援学校に子どもを通わせている親の本音として、申し上げさせていただきます。少し戻りますが、先ほどの2の(2)の部分では、一人一人が主体的に学びということとそれに対応するということが書かれており、(3)では連続性と社会との連携のことが書かれています。伺っておりますと、一人一人の個性を伸ばすという部分と、次の部分では社会との連携ということで、学校の外の人たちとの連携を取っていくということになりますと、何か、子どもたち同士のつながりと言いますか、そこが抜けてしまっているように感じます。そのため、先ほどの質問をさせていただいたのですが、私の息子は、今は須和田の丘支援学校にお世話になっておりますが、小学校の時は平田小学校に通っておりました。平田小の場合は、一般学級の子どもたちと障がいのある子どもたちが一緒に生活しているのですが、発表の場を見ているときに、子どもたちがいつも自然に接しているものですから、このような言い方でお分かりいただけるかわかりませんが、彼らの言っている言葉というのは、一般の子どもたちにも通じるのです。普通は中々通じない部分があるのですが、それを子どもたちは自然に理解しているところがあるのです。これは中々他の障がいのある学校の子どもたちだけが集まる発表の場だと、我々が見ていても、どうしてもなんとなくは伝わってくるのですが、どういうことがやりたいのかわからないことがあるのですが、これを平田小で一緒にずっと6年間過ごしている子どもたちを見ると、言葉というのを本当によくわかっているということが、親の目から見てもすごくわかりますし、それがとてもありがたいといえますか、やはり子どもたちの持っている順応性のようなものがすごく高い気がします。そのような場を持つということが、今の時代において、これから長い将来を見ていったときに、平田小の一般の子どもたちにとっても、それはとても大事なことではないかと自分は思うのです。何かこう、子どもたち自身が何かしてくる、助け合っていく、例えば、授業がわからなければ教えあうとか、それはもちろん考えられるのだと思いますが、そういったことも踏まえていかないと、あまりにも一人ずつといったことばかりですと、差別化が図られすぎているのではないかという気が少しいたします。

○ 天笠会長

ありがとうございました。そういった点で、個別最適化という学びの中には、文言

として協働学習、協働的な学びという言葉が常に、今富澤委員がおっしゃったように、そういう理念、趣旨で協働的な学びと最適な学びというのは、一体的に捉えていくのだということこそが重要なのだということですね、ですから、ある部分のことは能力に長けているから、青天井の如くいくというような話とは少し違うというような辺りのことの押さえ方を、どう理解していただけるかということが大変大切なポイントになってくると思います。それは今のお話と非常につながってくるのではないかと、聞かせていただきました。ありがとうございました。小沢委員お願いします。

○ 小沢委員

色々な立場の方のご意見をきかせていただいて、私も現場にいる立場の人間として色々と考えさせられるところがありました。全体的に、色々とお話がある中で、最初に見通しと言いますか、スパンを決めて、どれくらいということは非常に大事なことなのかなと、全体を通してどれくらいの期間でということを決めてやっていくということが、非常に、現場にいますと、どうしても急がせてしまうのですが、外から見るととても大事なことなのかなと感じました。

それから、4の(3)のコミュニティ・スクールに関してですが、ここでは、小中ということですが、ブロックによっては公立の幼稚園も入っておりまして、その辺りも幼児教育ということで、先ほども話が出ていたところではあります、せっかくやっていると、アピールする部分ではないかと感じました。

○ 天笠会長

ありがとうございました。広瀬委員お願いします。

○ 広瀬委員

市川市の目指す教育というのが、学校施設であったり、環境であったりというところに、うまく落とし込んでいけるとよいなと切に願っています。例えば、先ほど会長から教室のレイアウトの話もありましたが、やはり特別支援学級は学校のすみに追いやられていると言いますか、そういった状況も目にしますが、例えば、他の自治体ですと、メインのエリアにそういった学級を置くことで交流が生まれたりするというような話も聞いたことがありまして、会長のお話を聞いて思い出したのですが、そういったことも含めて、市川市の目指す教育ということが反映されるとよいと思いました。

○ 天笠会長

ありがとうございました。田中委員お願いします。

○ 田中委員

全体的なことで三つ申し上げます。まず、1ページの一番下の部分ですが、バリアフリー・ユニバーサルデザインとありまして、この段落は、障がい等の状況に応じて、とありますので、いわゆる障がい者を対象としているイメージで書かれています、ユニバーサルデザインという言葉がバリアフリーと一緒にここに出てきていいのかということをご検討いただきたい。この「・(くろぼつ)」でつないでいいのか。表記の仕方として、皆さんが選択されるとして、これでいいのかどうか、ということですね。

それから、その上の部分に、性別とか国籍とかありますが、これからのことを考えたときに、ただ性別とだけ言っているのかどうかということをご検討いただきたい。

それから、国籍ですけれども、質問ではないのですが、市川市内にも日本国籍ではない外国籍の方で、日本語指導が必要な児童生徒がいらっしゃると思います。そういう方々に対する義務教育の日本の法令上の義務があるかどうか、国も国籍にかかわ

らず受け入れると言っているわけですが、市民の方にとってどのような説明をつけたらいいのかということは、ここに書くかどうかは別にして、一度整理をされた方がよいのではないかと思います。

個別の箇所はそれくらいですが、全体的なこととして、先ほど会長から、ライフカウンセラーのお話がありました。これに限らないのですが、全体の作りとして、一般の市民の方に書かれている内容を的確に理解していただいて、教育委員会の考え方をより正確に的確に理解していただくために、我々のような教育業界の人間ではなくて、一般の方にも理解していただく必要が当然あるので、このライフカウンセラーにしろ、何にしろ、言葉、用語の説明を何らかの形でした方がよろしいのではないかと思います。時々見かけるのは、例えば、後ろ側の四分の一位のところ、用語の解説の欄のようなものをつけてありますが、後ろにつけると読みにくいので、右側の三分の一、あるいは四分の一位のところ、ライフカウンセラーとは、とか市川市の〇〇事業とか、そういう箇所があまりたくさんあると、かえって理解がしにくいのですが、重要な用語を簡単に解説する欄を右側に置くと、読みながら理解がしやすいのではないかと思います。時々そういった文書がありますよね。

それから、全体的なことの二つ目ですが、参考資料はつくのですか。これは会議用に出されているのですね。だとすると、この資料そのものをつける必要はないのですが、何か市民の方に工夫が必要ではないでしょうか。これだけを読むと、どこから来た言葉なのか、内容なのかということが、少しよくわからないので、その辺りを市民の方に対する説明の一環としては、参考資料にあるようなことを、付録でも何でもいいのですが、何かあるとよいと思います。いまのところ参考資料の方が本文よりも多いのですが、そのように思いました。

それから、本文のところ、市川市の色々な計画があるのですが、そこに年月日を書いてあるものとないものがあります。その辺りは、選択をされてそのようにしているのでしょうか。私は、基本的に資料は、参考資料も含めて、きちんと出された年月日と誰が出したのかを書くべきだと思っています。そうしないと時系列がわからなくなりますので、こちらにも必要最小限、年月日を入れられた方が、時間間隔ができるのではないかと思います。

それと、参考資料の作りなのですが、これでもいいのですが、例えば、パッと開けるような。

○ 天笠会長

後で、お気づきの点がありましたら、事務局にお願いします。

○ 田中委員

わかりました。最後に一つだけ。少し委員の方からも出たのですが、あまり教員のことを書いてありません。学習環境を効果的にしていくために、教員とか教員組織とか教員体制ということ、もし書ける部分があれば、書いた方がよいのではないのでしょうか。施設のことだということはわかるのですが、教育内容のことたくさん書いてありますので、教員といいますか、教員組織といいますか、そこを少し書いていただくことができれば、書いていただくことをご検討ください。

○ 天笠会長

それでは、副会長、一言お願いします。

○ 林副会長

少しお話をさせていただきます。最初に審議資料 1 についてです。先ほどからずっとお話にありますとおり、資料 2 の 2 と 3、4 と 5 の部分を読んでいきますと明確なのですが、資料 1 では上がソフト、下がハードになっているので、はじめに 1 で、次が市川市が目指す教育ですね、これが 2 になり、飛んで学校環境の在り方でしょ

うか、これが3になり、2では市川市が目指す教育で、その(1)が新しい時代に求められる学校教育の在り方になるのかなど、そして、(2)が市川市の取り組み、そうしますと、下の部分が少し釣り合わなくなってしまうということで、3が市川市の学校環境でしょうか、それで、新しい時代に求められる、上の部分と何と言いますか整合性が取れるような形で、コミュニティ・スクールであるとか、市川市の特徴でもありますけれども、こういったものの必要性というのを、全国的にもあるわけで、訴えて、かつ市川のものという風にしてはどうかと思いました。

続きまして、先ほどの資料2の2ページ目の一番上、個別最適化の部分ですが、私も質問をしましたが、この部分で、発展的なお話があった時に、一つには、振り返り学習でしょうか、これは実際に個別最適化の中で、少しゆっくりやりたい子どものためにプラスしてやる部分、それで振り返り学習。もう一つは、もっとやりたいという子どもたちに対して、それに対するいい言葉が何かというときに、それが多分発展的という言葉だったのですが、現実としては、新しく体験活動を入れてみたりとか、問題解決型を少しやってみるとかいうところで、多分学習指導要領を逸脱しないような形で、さらに深めるようなものを与えていくのではないかと、ということなので、もしも資料2の2ページのトップのところに、そういったものの、個の修得状況に応じてとか、振り返り学習であるとか、〇〇学習ができればという風にしてはどうかと思いました。

○ 天笠会長

細かい部分は後ほど事務局に伝えていただいて、全体的な部分をお願いします。

○ 林副会長

わかりました。最後に、現場として例えば簡単なことから申しますと、子どもの机を是非、教員側から申しますと、少し大きく、一回り大きくしてほしいと思います。教科書もかなり大きくなりましたので、そういったものを積み重ねるように授業をやっておりますので。ですが、そういったものを買おうと申しますと、今度は教室に入りきらないということになります。ですので、そういった規格があると思うのですが、それが、多機能のと言いますか、ここの一文だけでなんとかなるのだろうか、高性能かつ多機能で変化しという部分ですね、きっとたくさん受注した方が安くあがって2校のところを3校建ったりすると、いうところで、そんなこととの兼ね合いもあるかと思いますが、私としては、つまらないことですが、机を大きくし、子どものロッカーを大きくして、まずそういう環境の中で、先生方がゆっくりと色々な活動をさせてあげたいと思って、この計画案がそういった基になればいいなと思っておりました。

○ 天笠会長

林副会長、申し訳ございませんでした。私の進行が悪く、既に時間をオーバーしてしまい、申し訳ございませんでした。まだ、委員の皆様それぞれお気づきの点等多々あるかと思いますが、林副会長からもその旨のご指摘があったかと思いますが、必要なことについては、事務局にお伝えいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議はここまでにさせていただきたいと思いますが、その他について連絡等がありましたら、お願いいたします。

○ 池田教育総務課長

本日は、ご審議いただきありがとうございます。

今後の予定について、ご説明いたします。次回、第4回審議会は、ご案内のとおり、10月19日の月曜日に、時間が変わりまして午後2時より、本日と同じ、この第2委員会室で開催いたします。次回は、本日ご審議いただきました、「市川市学校環

境基本計画の策定について」と先週ご審議いただきました「令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」の 2 本の諮問に対する答申案のご審議をいただいた後に、答申を行っていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

○ 天笠会長

すみません、うっかりしていましたが、議事がもう一つございました。その他について、委員の皆様、ご連絡等はございますでしょうか。

では、その他については特になしということをお願いいたします。

これをもちまして、第 3 回市川市教育振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。